

南九州市告示第140号

南九州市在宅要介護高齢者等介護用品支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 21 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市在宅要介護高齢者等介護用品支給要綱の一部を改正する要綱

南九州市在宅要介護高齢者等介護用品支給要綱（平19年南九州市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「要介護3若しくは要介護4又は要介護5」を「要介護3、要介護4又は要介護5」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けている40歳以上65歳未満の者を含むものとする。

第2条第2号中「A²以上」を「A 2 以上」に改める。

第3条第2項を削る。

第6条第3項第6号を次のように改める。

(6) 受給者が病院等に入院又は施設等に入所したとき。

第7条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、その月の全ての期間において次の各号のいずれかに該当した者は、当該月分の引換券を掲示して介護用品を受け取ることができないものとする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院している者

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設又は事業を行う施設に入所又は宿泊している者

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の南九州市在宅要介護高齢者等介護用品支給要綱は令和 8 年 7 月 1 日から適用する。